平成２１年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市字真地216番地
債務者　下地　克美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０号
沖縄県石垣市字新川113番地　金城方北
債務者　宮里　幸枝（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第５１号
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営住宅新川団地12号棟102号
債務者　平得つぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第５５号
沖縄県石垣市字新川23番地　新川ハイツ603号
債務者　金城小百合（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３５２号
秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地25番地１
債務者　小柳　力也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５号
秋田市新屋勝平台21番22号
債務者　大塚知香子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４００号
秋田市山王新町15―19　202号、住民票上の住所秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添34番地５
債務者　水澤　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０３号
秋田県潟上市天王字細谷長根76番地30
債務者　内田ミツ子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１６号
秋田市飯島新町３丁目８番２号
債務者　小松﨑　通
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０号
東京都青梅市藤橋２丁目562番地の３　リバーストンビル302
債務者　松嶋　宏幸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
長野県上高井郡小布施町大字都住66番地
債務者　島田　直美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
長野県東筑摩郡波田町1846―６、住民票上の住所長野県松本市大字島立643番地３
債務者　仲村　榮進
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３３６号
長野県東筑摩郡波田町1846―６、住民票上の住所長野県松本市大字島立643番地３
債務者　仲村　常子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１５８３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地12―204
債務者　中村　　彰
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８４号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地12―204
債務者　中村　廣美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０１号
京都市西京区大原野西境谷町２丁目１番地５棟101号
債務者　河合　真和
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１５号
京都市左京区一乗寺馬場町11番地３　パティオ北白川105号室
債務者　稲垣　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係